

広島県告示第千八十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称 株式会社ハラダフ アーム本多	住所 安芸高田市
住所 安芸高田市	所在 安芸高田市高宮町原田字中 原一三〇一一番一ほか五筆
	面積（㎡） 一〇、五六〇

二 認可年月日

令和六年十二月十一日